

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（平成二十四年金融庁告示第八十六号）

改正後	現行
<p>（フィットチ・レーディングス・ジャパン株式会社の特定関係法人）            第三条 フィットチ・レーディングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第七号）の特定関係法人は次に掲げる者とし、有効期間は平成二十五年十二月三十一日までとする。            一〇十一（略）            十二 削除</p>	<p>（フィットチ・レーディングス・ジャパン株式会社の特定関係法人）            第三条 フィットチ・レーディングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第七号）の特定関係法人は次に掲げる者とし、有効期間は平成二十五年十二月三十一日までとする。            一〇十一（略）            十二 商号又は名称            フィットチ・レーディングス（タイランド）リミテッド            主たる事務所の所在地            タイ バンコク市 ケット・パタムワ            ン カワエン・ルンピニ ワイアレ            ス            ・ロード 五十五</p>
<p>十三〇二十六（略）</p>	<p>十三〇二十六（略）</p>